

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 北海道網走郡津別町新町7番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 丸玉木材株式会社 代表取締役社長 大越敏弘			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	46台	台	台	46台
	冷蔵機器及び冷凍機器	89台	台	台	89台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	キログラム		キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム	
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、情報を更新を行い管理を行う。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認を行う。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	業務用・家庭用エアコン全てに対して、夏季使用前に清掃、試運転を実施し、異音の発生等がないことを確認。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄することを徹底する。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認を行う。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・エアコン更新時には、地球温暖化係数がより低い代替フロンである R32 を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。